

表５－７ 環境月間関連行事

行 事 名	内 容	主 催	場 所	期 日
地球環境を守る かごしま県民運動推 進大会	講演，環境保全活動 団体等の表彰等	地球環境を守るか ごしま県民運動推 進会議	鹿児島市	平成21年 6 月30日
環境教育授業	燃料電池の実験及び 大気測定車見学等	鹿児島県	指宿市 さつま町 肝付町	平成21年 6 月 2 日 6 月 5 日 6 月 9 日
霧島連山自然保護 合同パトロール開 始式	霧島屋久国立公園の 霧島地区で高山植物 盗採防止のための巡 視と空き缶清掃	鹿児島県霧島連山 自然保護協議会	霧島屋久国立公園 霧島地区内（高千 穂河原自然公園美 化管理財団前）	平成21年 6 月 7 日
ウミガメ保護 パトロール	ウミガメ保護パトロー ル	鹿児島県内の市町 村	県内のウミガメの 上陸する海岸	平成21年5月～8月
錦江湾クリーンア ップ作戦・夏の部	錦江湾岸の海岸清掃 活動	錦江湾みらい総合 戦略推進協議会	鹿児島市(2箇所) 姶良市(加治木町) 錦江町	平成21年 6 月 5 日 7 月 4 日 7 月 4 日 6 月28日
小規模事業場等排 水対策指導	肝属川上流域小規模 事業場への立入指導	鹿児島県	鹿屋市 (肝属川流域)	平成21年 6 月11日
九州マイバッグキ ャンペーンのため の「標語」の募集	ごみ減量化啓発のた めの「標語」の募集	鹿児島県	県内	平成21年 5 月15日 ～ 6 月30日

2 森林環境税の導入

森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ることを目的に，平成17年度から森林環境税を導入し，平成21年度に課税期間を平成26年度までの5年間延長したところです。

この財源を活用して，手入れの遅れた森林の間伐や荒廃竹林の整備，県産材の利用拡大の取組など森林の保全を図るための施策や森林・林業に関する学習・体験活動への支援や森林環境教育の推進，森林ボランティアの育成など，森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策を県民と一体となって行っています。

3 森林のつどい

みどりは人間にとって，国土の保全，水資源のかん養，学習・レクリエーション活動の場等人々の安全で快適な生活環境を確保する上で，重要な役割を果たしています。

県では，県民の森林やみどりに対する理解を深めてもらうための事業を実施しています。

（表５－８）

表５－８ 平成21年度 「森林のつどい」 イベント

イベント名	時 期	場 所	内 容
みどりの感謝祭	平成21年 4 月29日	県民の森	緑の少年団活動発表，森の散策，緑の教室，苗木配布
「九州森林の日」 植 樹 祭	平成21年11月 8 日	県民の森	植樹・育樹活動，みどりの教室，苗木配布

4 全国星空継続観察（スターウォッチングネットワーク）

全国星空継続観察は、環境省が各自治体や天文クラブ等の協力を得て、昭和63年から実施しているものであり、星空の観察という身近な方法により、大気環境の状況を調査するとともに、大気環境保全の重要性について考えていただくことを目的としています。

平成21年度は全国で夏期418団体、冬期313団体が参加しており、本県においても夏期4団体、冬期3団体が参加しています。（表5－9）

表5－9 スターウォッチング結果

①平成21年度夏期分（H21.8.13～8.26）

団体名（市町村名）	市町村	観察場所	等級平均値
日本宇宙少年団伊佐フォーマルハット	伊佐市	十曽池キャンプ場	11.8
TOKARA中之島天文台	十島村	十島村開発総合センター	－
加世田サイエンスクラブ	南さつま市	笠沙美術館	10.4
	南さつま市	鉄山公民館	11.5
（個人）	肝付町	住宅地	8.4
全国観察地点の平均			8.2

②平成21年度冬期分（H22.1.5～1.18）

団体名（市町村名）	市町村	観察場所	等級平均値
出水アマチュア天文同好会	出水市	上場コスモス園駐車場	8.6
加世田サイエンスクラブ	南さつま市	笹連集会場	2.9
あいら星の会	始良町	スターランドAIRA	6.9
全国観察地点の平均			7.8

※ 等級平均値は、天体を地上で観測した時の見かけの明るさを示した数字。数字が大きいかほど暗い星まで見える。

第4節 調査研究・監視測定等の充実

1 環境保健センター

環境保健センターは、環境の保全や保健衛生に係る行政を技術面から支援する試験研究機関として、平成12年4月1日に従来の環境センターと衛生研究所を統合して設置され、大気や水質などに関する監視機能のほか、調査・研究機能、環境・保健衛生情報の収集・管理・解析機能を備えています。（資料編11-（1）、（2））

（1）監視機能

環境大気や公共用水域などの環境監視や工場・事業場の排出基準監視を行い、その結果を解析・評価しています。また、県下の環境大気については、テレメータによる常時監視を行い、刻々のデータをインターネットで公表しています。

（2）調査・研究機能

環境汚染の実態や汚染機構の解明、汚染の防止、環境影響・環境保全対策に係る調査など地域特性に応じた調査研究を行っています。

(3) 環境・保健衛生情報の収集・管理・解析機能

大気、水質、土壌などに関する環境情報及び産業活動や人口の分布など社会状況に関する情報を収集し、総合的な解析・評価を行い、環境行政の各種施策を支援しています。

第5節 環境情報の整備・提供

平成21年版県環境白書について、関係機関の他、県内図書館、大学等へ配布するとともに、県のホームページにも掲載し、本県の環境に関する情報提供を行いました。

また、環境保健センターにおいて、環境に関する様々な情報を収集・処理し、保管するとともに、各種の統計解析や予測評価を行いながら、環境監視、環境管理、調査・研究など環境保全の推進を支援しています。

第6節 公害紛争の処理等

1 公害紛争処理制度

(1) 制度の趣旨

公害紛争を民事訴訟のみで争った場合、その解決に多くの時間と費用がかかるなど被害者の救済の面で問題がありました。

このため、公害紛争の迅速・適正な解決を目的に、公害紛争処理法が昭和45年に制定され、司法救済を補完するものとして公害紛争処理制度が設けられました。

(2) 制度の概要

公害による被害の防止や損害賠償などの紛争処理の専門機関として、国に公害等調整委員会が設置されています。

また、県では、公害紛争処理法を受けて制定された鹿児島県公害紛争処理条例により、昭和45年12月19日に鹿児島県公害審査会が設置(現在9名の委員で構成)されています。

(P189参照)

(3) 公害苦情相談員

公害に関する苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階的性格を持っていますが、その迅速かつ適切な処理は、将来における公害紛争を未然に防止し、住民の生活環境を保全するために極めて重要です。

このような観点から公害紛争処理法では、都道府県及び市町村に対して公害に関する苦情の窓口としての苦情相談員を設置するよう規定しています。

県では、この規定に基づき庁内関係課及び各保健所に公害苦情相談員を配置し、公害に関する苦情について、住民の相談に応じるとともに、苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言を行うなど、公害苦情の適切な処理に努めています。(表5-10)